平成２４年（フ）第３１５号
岡山市中区福東町２丁目３番11号
債務者　横山　忠正
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２６号
岡山市北区岩田町２番19号　寺尾農機ビル203号鶴峯方、前住所岡山県津山市小原410番地５
債務者　大倉　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３６号
岡山市北区岡町８番14号　ベルハイム医大東501号
債務者　藤原　定廣
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４２号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目９番74号
債務者　吉池　　巧
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１１号
東京都福生市大字福生789番地第１フラワーハイツ204号室
債務者　平本　滋子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７４６号
東京都府中市幸町２丁目13番地の11原田ハイツ205
債務者　熊澤　一美
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８００号
横浜市鶴見区東寺尾中台17番11号
債務者　石田　福美
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３号
静岡県富士市森島293番地の１　エレガン103号、前住所静岡市清水区吉川400番地の１　オランジュ３号
債務者　藤﨑　誠也
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前10時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１１号
釧路市星が浦大通５丁目５番45号
債務者　田中　夏美（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８号
釧路市鳥取北４丁目６番18号
債務者　千葉　深雪
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１３６号
釧路市大楽毛１丁目１番44号
債務者　坂尻　幸人
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１３７号
釧路市大楽毛１丁目１番44号
債務者　坂尻栄美子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第８０号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田82番地13　プルメリアＡ棟101号室
債務者　丸山　　毅
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第８６０２号
東京都墨田区向島３丁目43―１―201
債務者　小沢　啓子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６２８号
東京都中野区中野４丁目１―98、住民票上の住所埼玉県熊谷市見晴町443―２―102
債務者　高橋　嘉男
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部